

令和6年度 奥州市立東水沢中学校 部活動に係る活動方針

本校では、部活動にかかる活動方針を、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」、「文化部部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「岩手県教職員 働き方改革プラン（県教委）」「岩手県における部活動の在り方に関する方針（県教委）」及び「奥州市における部活動の在り方に関する方針（奥州市）」に則り、以下のとおりとする。

1 活動の方針

(1) ねらい

- ア スポーツ活動や文化・科学活動に興味・関心をもつ同好の生徒によって、自主的・自発的な活動を行わせる。（加入を任意とする。）
- イ 活動する分野の技能の向上や知識の習得を図るために取り組む中で、その楽しさや喜びを味わい、その分野に親しみを感じることで豊かな学校生活を経験させる。
- ウ 教育課程に関連する学校教育活動として位置づけ、生徒の心身の健全な発達を促し、社会性や自治的能力の育成を図る。

(2) 方針

- ア 技能の向上や知識の習得を図りながら、そのスポーツ・文化等に親しませる。
- イ 生徒に自治的意識をもたせ、自主的・計画的・継続的な活動をさせる。
- ウ 部長やキャプテン等を中心に組織的に機能させ、リーダー育成を図る。
- エ 教師が生徒とともに活動する姿勢を示し、顧問と部員との信頼関係を深める。
- オ 地域・学校の実態に応じながら、各種団体との連携を深め、生徒の心身の健全育成を目指す。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、毎年度「部活動に係る活動方針」を策定し、保護者や外部指導者等関係者に通知する。
- (2) 部活動顧問は、毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、生徒や保護者に情報提供を行う。
- (3) 校長及び部顧問は、部の練習を補完するために行われる保護者会練習等についても、市の方針を踏まえた活動になるよう、主催者と連携を図る。
- (4) 校長は、「学校の部活動に係る方針」について、教職員、外部指導者、保護者が共通理解を図る機会を設定する。

3 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの拒絶を徹底する。
- (2) 部活動顧問は、競技種目等の特性を踏まえ、スポーツ・科学に基づいたトレーニングや休養の取り方、効率的かつ効果的な指導について工夫をするとともに、部員とのコミュニケーションを十分に図りながら、それぞれの目標を達成できるよう、適切な指導を行う。

4 適切な活動時間・休養日等の設定（保護者会活動等も同様とする）

【平日は2時間、休業日（土・日・祝日・振替休業日及び長期休業中）は3時間程度の活動時間とし、週の中で平日1日、休業日1日の休養日を設ける。また、週当たりの活動時間が16時間程度となるようにする。】

(附則)

- ※1 平日の活動時間は午後4時30分までとする。なお、月曜日は原則教育相談の日とし、諸活動を行わない。また、職員会議や校内研究会の行われる日が休養日になる場合もある。ただし、会議当日の補完する活動（保護者会活動等）は行ってもよい。
- ※2 全ての週において土・日のいずれかを休養日とする。また、3連休の場合には、1日以上休養日をとる。
- ※3 部活動を補完する活動（保護者会活動等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準を越

えない活動とし、原則 20 時を超える活動は行わないものとする。

- ※4 定期テスト4日前(学年末のみ5日間)、目標テスト前日は諸活動を行わない。
- ※5 長期休業中の活動時間は3時間程度とする。
- ※6 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ※7 部活動休養日に大会参加等で参加した場合は、他の日に振り替える。
- ※8 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整するなどの調整をする。
- ※9 校長は、各部の活動状況を把握し、適宜、指導・是正を行う。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

- (1) 校長は、生徒の多様なニーズを踏まえ、本校単独で活動な困難な場合には複数校において合同で参加できる体制を支援する。
- (2) 校長は、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と協力を促す。

6 参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、参加する大会・コンクール等を精査する等、生徒の教育上の意義や生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。

7 その他

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、適切に対応する。